

回 覧 令和4年7月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

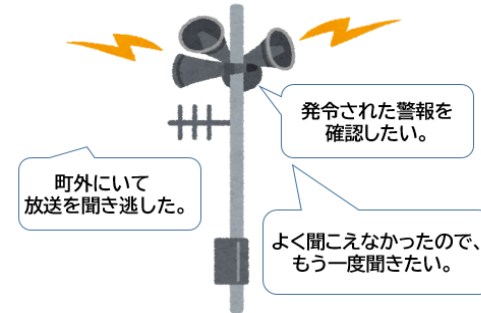
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| 〈募 集〉 | 1 | ◆町職員採用試験を実施します |
| | 3 | ◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します |
| | 4 | ◆女性消防団員を募集します |
| | | |
| 〈お知らせ〉 | | ◆戦没者などのご遺族の皆様へ
第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？ |
| | 5 | ◆マイナポイント第2弾が始まっています！ |
| | 6 | ◆「億」への挑戦権 サマージャンボ
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |
| | 7 | ◆災害に備えて準備をしましょう |
| | | |
| | | |
| | | |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|---|
| 〈保健と福祉〉
(子ども) | 8 | ◆児童扶養手当の現況届を提出してください |
| | 9 | ◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます |
| 〈農林畜産業関連〉 | 10 | ◆水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います
◆令和5年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ用)」の申し込みを受け付けます |
| | | |
| 〈相 談〉 | 11 | ◆「こころの健康相談」を実施します
◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| | | |
| | | |

マイナンバーカードで「コンビニ交付」！



マイナンバーカードと
4ケタの暗証番号、現金が必要です
詳しくは左のQRコードから
ご確認ください。

★お問い合わせ
町民保健課戸籍住民係
☎ 52-9630



◆町職員採用試験を実施します

町では、令和4年度の町職員採用試験(9月実施)を次のとおり実施します。

■採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてだけ受験できます。なお、受付締め切り後は職種の変更は認めません。

種類	職 種	採用 予定人員	職 務 の 内 容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
初級	建 築(C)	1名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。
初級	保 健 師(D)	1名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。
初級	心 理(I)	1名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。

■受験資格(学歴は問いません)

(1)年齢

種類	職 種	受 験 資 格
初級	一般事務(A)	平成4年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人
初級	建 築(C)	平成4年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人
初級	保 健 師(D)	昭和57年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人
初級	心 理(I)	昭和57年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人

(2)資格

保健師(D)は保健師の資格がある人(令和4年度中に資格取得見込みの人を含む。)に限ります。

心理(I)は認定心理士または臨床心理士、公認心理師の資格がある人(令和4年度中に資格取得見込みのある人を含む。)に限ります。

※資格を必要とする試験については、資格が取得できない場合、採用になりません。

(3)次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験の日時、場所および合格発表

試 験	試 験 の 日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
1次試験	9月18日(日) 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着 席 午前8時30分 試験開始 午後0時30分 試験終了 (心理は午後1時終了)	・町役場 ・町総合福祉センター「元気の杜」 ・町中央公民館	10月上旬に町役場前 掲示板に掲示するほか、 合格者に通知します。
2次試験	10月中～下旬以降に 1次試験合格者に対し て行います。	・町役場	11月中～下旬に町役場 前掲示板に掲示するほ か、合格者に通知します。

※試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

※試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バックなどにしまってください。

※新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない人、濃厚接触者の人、発熱や咳などの風邪症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われる人は、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

■試験の方法

初級試験については、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題(60問)
	職場適応性検査	職務への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 ・建築 ・保健師 ・心理	専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験(出題分野は別表のとおり)
	作文試験 (一般事務のみ)	表現力、課題に対する理解力そのほかの能力についての記述式による筆記試験
2次試験	人物試験	面接試験

< 別表 専門試験の出題分野 >

試験の種類	出題分野
建築(C)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工(30問)
保健師(D)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学および保健医療福祉行政論(30問)
心理(I)	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学(30問)

■受験手続

(1)受験申し込み

受験の申し込みは、原則インターネットのみの受付となります。町公式サイト「職員採用」内の「令和4年度三股町職員採用試験(9月実施分)のご案内」または宮崎県町村会公式サイトの、「令和4年度 町村職員採用統一試験(9月実施)について」内の「三股町職員採用試験受験申込」から行ってください。

インターネット申請が難しい場合は町役場 総務課 職員係へお問い合わせください。

- ・町公式サイトアドレス

<https://www.town.mimata.lg.jp/>



- ・宮崎県町村会公式ウェブサイトアドレス

<http://www.myzck.gr.jp/>



「インターネット申請による申込み(外部リンク)」をクリックし、システムのガイドに沿って受付期間中に申し込みを行ってください。

また、申し込みは「事前登録(仮登録)」と「本登録」の2段階方式となっています。「本登録」の受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中の午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)に町役場 総務課 職員係へ電話にて問い合わせてください。

(2)受付期間

7月11日(月)午前8時30分 ~ 8月1日(月)午後5時

※受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますので、余裕をもって早めに申し込み手続きを行ってください。

(3)受験票の交付

受付期間終了後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月15日(月)を過ぎても電子メールが届かない場合には、町役場 総務課 職員係(☎:52-1113)に連絡してください。

「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、申し込みサイトのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、(確認した年月日を記入のうえ)申請者本人が署名して1次試験の際に必ず持参してください。

■合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定されそれぞれの任用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和5年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

■給与・勤務条件など

(1)給与

町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年三股町条例第23号)に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(2)勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜・日曜および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

(夏季休暇・結婚休暇・病気休暇)

■試験関係情報の提供(緊急連絡)について

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町公式サイトおよび宮崎県町村会公式サイトに掲載することがあります。

それぞれのアドレスは次のとおりです。

- ・町公式サイトアドレス <https://www.town.mimata.lg.jp/>
- ・宮崎県町村会公式サイトアドレス <http://www.myzck.gr.jp>

★お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995 (宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1)

総務課 職員係(2階 ①番窓口)☎:52-1113(直通)にお願いします。



◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します

「傾聴」とは、相手の話を否定することなく、きちんと受け止め聴く「話の聞き方」の技術です。

仕事、家庭や友人関係などあらゆる場面で活用でき、「傾聴」を実践することで、コミュニケーションを円滑にし、豊かな人間関係を築いていくことができます。

相談を受けることが多い、コミュニケーションに自信がないなど、興味のある人はぜひご参加ください。

■日 程 =

次の日程で、講義・実践などを行いながら、傾聴のポイントを学びます。

	日 付	内 容	時 間
1回目	8月3日(水)	傾聴基礎講座	午後1時30分 ~3時
2回目	8月3日(水)	傾聴の理解と実践等	午後3時10分 ~4時40分
※適宜休憩・換気を行います。			
3回目	10月5日(水)	傾聴実践(ステップアップ)講座	午後1時30分 ~4時30分

※全過程(1回目~3回目)受講者には修了書を発行します。

■場 所 = 総合福祉センター「元気の杜」大会議室

■受 講 料 = 無料

■参加資格 = 誰でも受講可能

■申込締切 = 7月25日(月)



★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)☎:52-9061(直通)

または、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

にお願いします。

◆女性消防団員を募集します

町では現在、女性消防団員の募集を行っています。女性消防団員は、男性の消防団員と活動が異なり火災発生時の消火活動は行いませんが、消防関係の式典の支援や防火に関する広報活動などを通して消防団の活性化や地域防災力の向上に取り組めます。

興味がある人はぜひ、ご連絡ください。

■定員 = 10名

■入団できる人 =

町内に在住、または町内に勤務している18歳以上の人

■主な活動内容 =

- 消防式典や行事への参加、支援活動
- 防火などに関する広報活動
- 災害時における避難所運営補助、後方支援活動 など

■処遇について =

三股町消防団条例に関する条例に基づき報酬などを支給します。



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

お知らせ

◆戦没者などのご遺族の皆様へ 第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？

現在、第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。

戦没者などの死亡当時の三親等以内のご遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、先順位のご遺族お一人に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

その他の詳細は、お問い合わせ先まで問い合わせてください。

■請求期限 =

令和5年3月31日

■請求窓口 =

福祉課 社会福祉係 ☎:52-9061(直通)



★お問い合わせは、

・福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)

・宮崎県 指導監査・援護課

☎:0985-26-7061

をお願いします。

◆マイナポイント第2弾が始まっています！

マイナポイントの第2弾(マイナンバーカードを作った人が、キャッシュレスサービスを登録することでポイントがもらえる)が始まっています。

詳しくは次をご覧ください。

■共通していること =

- ・マイナンバーカードの取得やマイナポイントの申し込みは任意です。
- ・すでにマイナンバーカードを持っている人だけでなく、9月30日(金)までにマイナンバーカードの申請をする人も対象です。
- ・マイナポイントの申し込みが必要です。(自動ではありません)
- ・マイナポイント第2弾の申込期限は、3つとも令和5年2月28日(火)までです。

■以下の3つのキャンペーンに分かれています =

1. キャッシュレス決済サービスを使ってチャージ・購入したときにポイントが付く

【対象】 9月30日(金)までに、カード申請済みの人

※すでにポイントをもっている人はできません。

【ポイント】 チャージ・購入額の25%(合計5,000円分まで)

※チャージ・購入のどちらでポイントが付くかは、決済サービスによります。

2. 健康保険証の利用申し込みをしているとポイントが付く

【対象】 「健康保険証としての利用設定」を済ませた人

【ポイント】 7,500円分(チャージ・購入不要)

3. 給付金・還付金の受取口座を登録するとポイントが付く

【対象】 「公金受取口座登録」を済ませた人

【ポイント】 7,500円分(チャージ・購入不要)



■お問い合わせの多い質問 =

①結局、何をを用意すればいいの？

→マイナポイント第2弾のすべてに申し込む場合は、次のものをご準備ください。

なお、ご自宅でスマートフォンなどから申し込むこともできます。

○マイナンバーカード(利用者証明用 電子証明書搭載)

- ・「利用者証明用 電子証明書」が必要です。
- ・搭載しているカードは、顔写真欄に手書きの日付があります。



○4桁の暗証番号

マイナンバーカードの受取時にお渡しした、暗証番号メモの②に書かれた番号です。

○ポイントを付けたいサービスのカードやアプリ

お店のポイントカードのように、カードに登録用のコードが書かれているものや、スマートフォンのアプリに登録用コードを表示させるものもあります。

○公金受取口座として登録する口座の預金通帳

キャッシュカードの場合、支店名の確認などに時間がかかります。

②口座を登録すると、預金額や入出金履歴などが国や町役場に知られるようになるかと聞きましたが本当ですか？

→そのようなことはありません。

③最新の情報は、どこで確認できますか。

→総務省の「マイナポイント事業」公式サイトをご覧ください。



★お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)

☎:52-9630(直通)をお願いします。

◆「億」への挑戦権 サマージャンボ

今年も、「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、同時発売されます。宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■主な当せん金 =

「サマージャンボ宝くじ」(発売総額 720 億円・24 ユニットの場合)

- ・1等 … 5億円×24 本
- ・前後賞各 … 1億円×48 本

「サマージャンボミニ」(発売総額 210 億円・7 ユニットの場合)

- ・1等 … 3,000 万円×28 本

■発売期間 = 7月5日(火)～8月5日(金)

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

※インターネットでも購入できます！

■抽せん日 = 8月17日(水)

■支払い開始日 = 8月22日(月)

※昨年のサマージャンボ宝くじ(第 892 回全国自治宝くじ)、サマージャンボミニ(第 893 回全国自治宝くじ)の時効は8月29日(月)です。お忘れなく！

宝くじは、県内で買きましょう！

県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。

★お問い合わせは、

(公財)宮崎県市町村振興協会

☎:0985-31-9590 にお願ひします。



◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) にお願ひします。

◆災害に備えて準備をしましょう

出水期となり、大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、普段から災害に備えて準備をしておきましょう。

■情報を確認する =

- ・自分の居住地区、避難所や避難ルートが災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップなどで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課にて無料配布を行っているほか、町の公式サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。また、「三股町防災ポータル」や「三股町防災アプリ」では避難情報の発令状況や、避難所の開設状況などがご確認いただけます。



三股町防災ポータルサイト



三股町防災アプリ(iOS)



三股町防災アプリ(android)

■非常持ち出し品の準備 =

避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

<非常持ち出し品の例>

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類など
衣類等	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳など
日用品	マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便利なもの	ウエットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップなど
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先など

■「避難」とは「難」を「避」けること =

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。
- ・避難をする場合は、避難先として指定避難所だけでなく、安全な親せき・知人家やホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

■避難情報の発令基準について =

- ・令和3年5月20日から、避難情報の発令基準が以下のように変更となりました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- ・「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになりました。危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。
- ・高齢の人や障害のある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。



◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が一定程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■現況届(年1回)を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否(手当支給額)を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。

また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口(1階⑥番)で、8月5日～31日まで(土日祝日を除く)に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月末に郵送で直接案内します。

■集合受付

○期 間 = 8月2日(火)・3日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～7時
※受付終了時間は午後6時45分になります。

4日(木) 午前9時30分～正午/午後1時30分～5時

○場 所 = 町役場4階 第1・2会議室

○準備するもの = ①児童扶養手当証書(薄黄色) ②身分証明書(運転免許証など)

該当する人のみ提出するもの

①児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒別居監護申立書(発行日が8月1日以降のもの)

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⇒住民票とう本(発行日が8月1日以降のもの)

※児童の所属する世帯全員(省略なし)のもの

※本籍・続柄が載っているもの



②その他(詳しくは送付する文書にてご確認ください)

※税の申告などが「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。(扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。)

■支給期間などによる支給停止制度

受給者(養育者を除く)に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、次に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《次に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません》

- ・受給者が、就業しているか、または、求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
- ・受給者が、障害、負傷、疾病などにより、就業することが困難であるとき。
- ・監護する児童または親族が、障害や疾病などで、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給について

公的年金^{※1}を受けることができる場合^{※2}は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※1 公的年金

⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 公的年金を受けられることができるとき

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。
ただし繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■現況届は受給者本人が届け出をしてください

代理人での届け出はできません。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)にお願いします。



◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

母子および父子家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月2日(火)・3日(水)・4日(木)
時 間	8月2日(火)・3日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>7時</u> <u>※受付終了時間は午後6時45分です。</u> 4日(木) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>5時</u>
場 所	町役場4階 第1・2会議室
準備するもの	① 印かん(認め印可 スタンプ式は不可) ② 健康保険証(世帯全員分)の <u>コピー</u> <u>※事前にコピーしたものを提出してください。</u> ③ 身分証明書(運転免許証など) ④ 養育費等に関する申告書 ⑤ 医療費受給資格者証更新手続きチェックシート ⑥ 医療費受給資格証交付台帳

世帯の状況で必要となる書類	(ア) 令和4年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒ <u>マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)が必要です</u> ・ 所得の状況を確認します。 ・ 同居の家族の中に令和4年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)も必要です。 (イ) 母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒ <u>在学証明書または学生証のコピーが必要です。</u> (ウ) その他 ・ 後日送付する案内文書でご確認ください。
---------------	--

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係で、8月5日～31日(土曜・日曜・祝日を除く)までに更新の手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費助成を受けることができません。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)
☎: 52-9060(直通)をお願いします。



◆**水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います**

本年度の水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

■**実施時期** =

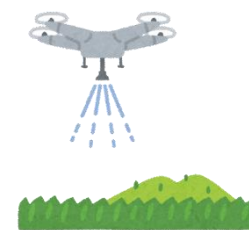
場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1 回目	7月16日(土)	7月22日(金)	7月30日(土)
	2 回目	8月16日(火)	8月23日(火)	8月31日(水)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、
JA都城 三股支所・営農経済課
☎:52-1122 をお願いします。

◆**令和5年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ用)」の申し込みを受け付けます**

今回は、令和5年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■**補助対象** = 防護用施設(電気防護柵 イノシシ・シカ用)

■**補助条件** = ①農耕林地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②設置する電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
③令和5年度電気防護柵を設置予定場所(田・畑)に作付けすること。
④事業申請のときは「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■**標準事業費** = イノシシ用 6万円
※設置する電気防護柵の長さが250mのとき(令和4年度実績)

■**基準補助率** = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上

■**申込期限** = 8月31日(水)
(注:申込期限を過ぎると受け付けはできません。)

■**申込方法** = 原則として希望者本人が、農業振興課 農林整備係
で申し込みをしてください。

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口)
☎:52-9089(直通)をお願いします。



相談

◆「こころの健康相談」を実施します


都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	7月21日（木）
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月16日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。 	

★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

